

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 内山鑿泉工業株式会社

業者の住所 : 富山県富山市荒川1-5-37

2 指名停止措置期間 : 令和2年4月17日～令和2年4月30日 (2週間)

3 指名停止措置の範囲 : 大阪支社管内(北陸)

4 事実概要

内山鑿泉工業株式会社は、平成30年12月25日に富山県富山市のさく井工事現場において、さく井機の回転軸に身体の一部が巻き込まれ作業員1名が死亡する事故を発生させた。

本件について、令和元年9月9日富山簡易裁判所から、同社と同社の使用人は、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8項(下記参照)に該当する。

別表第1 当該地方機関の施行地域内において生じた事故等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定した日から2週間以上2か月以下

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)